


所管部課	市民部 産業振興課	部長	田村美砂		
件名	東大和市森林整備計画の変更について				
		区分	1 審議事項	○	2 報告事項
関係事項	条例規則	森林法第5条第5項及び第10条の6			
	部課機関				
1. 要旨					
<p>東京都は、森林法第5条第5項の規定に基づき、令和3年12月に多摩地域森林計画の変更を行った。本件は、森林法第10条の6に基づき、東京都の変更に即した内容にするため、東大和市森林整備計画を変更するものである。</p> <p>(1) 主な内容                  計画の変更内容については、下記のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・立木の標準的な伐採・搬出方法の記載</li> <li>・立木伐採後の植栽方法の基準</li> <li>・文言整理</li> </ul> <p>東大和市森林整備計画対象地域                  東京都水道局用地（多摩湖）全域及び芋窪、蔵敷、奈良橋の一部</p> <p>(2) 計画期間                  令和3年4月1日から令和13年3月31日まで</p> <p>(3) 影響及び効果                  多摩地域森林計画に即した内容とすることにより、東大和市においても自然環境に配慮した森林の保全・整備を実施していくことができる。</p>					
2. 経過（現時点に至るまでの経過）					
<p>令和3年 12月 28日 多摩地域森林計画の変更についての通知</p> <p>令和4年 1月 13日 東大和市森林整備計画（案）の学識経験者への意見聴取</p> <p>1月 19日 学識経験者より、「特段意見無し」との回答を受ける</p>					
3. 留意事項（問題点等）					
4. 主管部処理案（検討結果等）					
<p>庁議終了後、縦覧の公告を行い、東京都との協議を経て、計画の策定、公表を行いたい。</p>					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。